

令和元年10月1日開講コースからの付加奨励金の支給要件が改正となりました

令和元年10月1日以降に開講するコースに係る付加奨励金の支給申請からは、雇用保険適用の見込みがある労働条件(週20時間以上かつ31日以上雇用が見込まれる)で自社等就職した者の労働条件及び2か月間の勤務実態が分かる書類(労働条件通知書(写)、出勤簿(写)、賃金台帳(写)等)を提出していただき、(提出がなされない場合付加奨励金の支給に係る就職率の算定において「就職した者」として算定しません)当該書類を確認の上、労働局にて「就職した者」に該当するかどうか判断することとなります。なお、勤務実態について、週労働時間が20時間以上あるかどうか確認することとなりますが、確認の結果、週労働時間が20時間未満の場合は、付加奨励金の支給に係る就職率の算定において「就職した者」として算定しません。

ただし、事業主等の関与によらずやむを得ない理由で20時間未満となってしまった場合には「就職した者」と算定するものとしますが、当該理由について証明していただく必要があります。

自社等就職とは、訓練受講者を訓練実施機関自ら、又は訓練実施機関の関連事業主(訓練実施機関と資本的、経済的、組織的関連性等からみて実質的な一体性が認められる事業主をいう。)に雇い入れる場合をいいます。なお、訓練実施機関と関連事業主の両者間に一体性が認められる状況は、以下のいずれかの要件に該当する場合とします。

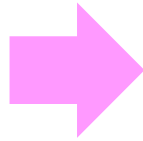
- 1 資本金の50%を超えて出資していること
- 2 取締役会の構成員について次のいずれかに該当すること
 - (1) 代表者が同一人物であること(個人事業主である場合も含む)
 - (2) 取締役を兼務している者が、いずれかの会社について過半数を占めていること

令和元年10月1日開講コースからの付加奨励金の支給要件が改正となりました

①



A社が実施する実践訓練を修了!



②



A社のパートとして就職!

付加奨励金支給申請時には

① 労働条件通知書 (写)

② 出勤簿 (写)

③ 賃金台帳 (写)

2か月間分
提出

等、提出していただき、勤務実態
について確認させていただきます



自社等就職※
といいます



労働局で書類の確認をします。

「就職した者」に該当すると判断した場合付加奨励金の支給に係る就職率
に算定されます。



自社等就職とは？

訓練実施機関と資本的、経済的、組織的関連性等から実質的な一体性が認められる事業主に就職することをいいます。

1 資本金の50%を超えて出資していること

2 取締役会の構成員について次のいずれかに該当すること

① 代表者が同一人物であること ② 取締役を兼務している者がいずれかの会社の過半数を占めていること